議案第6号

瑞穂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年3月5日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

道路法施行令(昭和27年政令第479号)の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

瑞穂町道路占用料徴収条例(平成15年条例第29号)の一部を 次のように改正する。

別表占用物件の欄中「第7条第2号に掲げる工事用施設」を「第7条第4号に掲げる工事用施設」に、「同条第3号に掲げる工事用材料の置場」を「同条第5号に掲げる工事用材料の置場」に、「第7条第4号に掲げる仮設建築物」を「第7条第6号に掲げる仮設建築物」に、「同条第5号に掲げる仮設収容施設」を「同条第7号に掲げる仮設収容施設」に改める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

瑞穂町道路占用料徴収条例 新旧対照表

新				旧			
別表(第2条関係)			5	別表(第2条関係)			
略	略			略	略		
	略	略			略	略	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事 用材料の置場	略	略		令第7条第2号に掲げ る工事用施設及び同 条第3号に掲げる工事 用材料の置場	略	略	
令第7条第6号に掲げ る仮設建築物及び同 条第7号に掲げる仮設 収容施設	略	略		令第7条第4号に掲げ る仮設建築物及び同 条第5号に掲げる仮設 収容施設	略	略	
備考略備考略							
<u>附</u> <u>則</u> <u>この条例は、平成 25 年 する。</u>	4月1日左	<u> </u>					